主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意について。

所論は、単に原判決挙示の証人の証言の証拠価値を否認し、原判示事実の誤認を 主張するものと解されるから、刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由に ならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 濱田龍信関与

昭和二六年六月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判]長裁判官	齋	藤	悠	輔
	裁判官	澤	田	竹流	台 郎
	裁判官	眞	野		毅
	裁判官	岩	松	Ξ	郎